

葉山町 子ども・子育て支援事業計画（第2期） 骨子（案）

| 見直しの視点 | | ③次期計画の体系骨子（案） | | |
|---|---|---|---|--|
| ② 国の動向・方向性 | ②ニーズ調査結果等から見た課題と取組む方向性 | 基本理念《踏襲》 | のびのび育て葉山の子 —地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山— | |
| | | 基本目標 (既計画 P13、15) | 重点施策（既計画 P14、15） | 主な内容（既計画 P14、15） |
| <p>○（国）『子育て安心プラン』の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の受け皿の拡大 ・保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」 ・保護者への「寄り添う支援」の普及促進 ・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 ・持続可能な保育制度の確立 ・保育と連携した「働き方改革」 <p>○（国）『基本方針の改正方針案』の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の質の向上 ・国際化の進展に伴う教育・保育施設等における外国につながる幼児の円滑な受入れ <p>○（国）『新・放課後子ども総合プラン』の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの待機児童解消と女性就業率の上昇を踏まえた受け皿の整備 ・放課後児童クラブ、放課後子供教室の一体的又は連携による実施 ・学校施設の活用 ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課・後児童クラブの役割の徹底 <p>○（国）『子供・若者育成支援推進大綱』の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子供・若者の健やかな育成（健やか親子21(第2次) など) ・困難を有する子供・若者やその家族への支援 ・子供・若者の成長のための社会環境の整備 ・子供・若者の成長を支える担い手の養成 ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 <p>○（国）『子供の貧困対策に関する大綱』の重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の支援 ・生活の支援 ・保護者に対する就労の支援 ・経済的支援 <p>○（国）『児童虐待防止対策の抜本的強化』についての方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護 ・児童虐待の発生予防・早期発見 ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応 ・社会的養育の充実・強化 <p>○（国）『幼児教育の無償化について』の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化 | <p>○幼児教育・保育無償化が令和元年10月に実施予定であり、アンケート調査においても、幼児教育・保育無償化が実施された場合、利用したい割合は約9割と高くなっています。葉山町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。</p> <p>○幼稚園、保育所の受け皿の確保が必要です。</p> <p>○不定期の教育・保育事業の利用意向は約5割と一時預かりを求める声が高くなっており、利用希望の目的は、買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等さまざまです。子育て家庭の状況に対応できるよう一時預かり等の保育事業の充実を図る必要があります。</p> <p>○子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった人で、「病児・病後児の保育を利用した」の割合は1割未満と低いものの、父親、母親が休んで対応した人のうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が約4割となっています。病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。</p> <p>○子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が3.1%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、子育て世代包括支援センター等への相談から、医療・保健・福祉・教育の関係機関へ繋げ、切れ目のない支援を実施することが必要です。</p> <p>○就学前の未就労の母親の就労希望は約7割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後児童クラブの整備とともに、様々な人との交流、地域との関わりを通して、子どもが社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる放課後子ども教室を提供することが必要です。</p> <p>○子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、たんぽぽ教室等における発達に支援が必要な人への支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。</p> | 1 教育・保育事業の充実と多様化 | 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など） | ○幼稚園の認定こども園への移行の推進 ○公的保育サービスの充実（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等） ○保育・教育の量と質の確保 |
| | | 2 一時預かり、病児保育の充実 | 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など | ○幼稚園の預かり保育の充実（随時及び長期休み中の実施） ○一時預かりの提供場所の増設 ○病児・病後児保育事業の <u>広域の実施検討</u> |
| | | 3 子育て家庭への支援の充実 | 地域子育て支援拠点事業など | ○子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実 |
| | | | <u>切れ目のない支援</u> | ○妊産婦健診、産後うつ対策の充実 ○子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実 |
| | | | <u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</u> | ○男性の育児参加の促進 ○家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成 |
| <u>子どもの貧困対策</u> | ○ひとり親家庭等の自立支援の推進など | | | |
| 4 小学校就学後の放課後対策の充実 | 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など | ○児童虐待防止への支援 | ○児童虐待の発生予防・早期発見・支援 ○児童虐待発生時の迅速・的確な対応 | |
| | | ○放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意） ○放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施 ○地域における子どもの安全・安心な居場所づくり（新・放課後子ども総合プランの内容 等） | | |
| 5 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実 | 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など | ○保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ ○たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進 | | |